

## 東京都小学生バドミントン連盟関係者処分基準 別表

代表的な違反行為について標準的な処分内容を下記に記すが、処分を決定する場合には、形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた考慮すべき内容を的確に把握し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し、処分を決定するよう努める。

### <各種事案に対して考慮すべき要素>

#### ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）

体罰・暴力：暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等

暴言等：回数や継続性、被害者数等

わいせつ：身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等

不適切な指導：身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等

不適切会計：程度、被害額等

＊被害者が未成年の場合（加重要素）

＊長期間による違反行為や回数（加重要素）

#### ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係

#### ③加害者の人数

＊多数いる場合（加重要素）

#### ④違反行為による結果や影響

＊不適切な経理処理により被害額の程度が多額の場合（加重要素）

#### ⑤被害者の身体的負荷の程度

体罰・暴力：暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか

不適切な指導：外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等

#### ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）

#### ⑦被害者の人数、被害者のバドミントン活動への影響の程度

＊傷害等により選手生命が短縮・バドミントン活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合（加重要素）

＊後遺障害が重度（加重要素）

＊バドミントン活動の休止・停止の状況や所属チームからの退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合（加重要素）

#### ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯

#### ⑨被害者の言動、態度等

#### ⑩加害者の事後の対応

＊反省、被害者への謝罪、示談の成立、被害の弁償等（軽減要素）

#### ⑪社会的制裁の有無

＊解雇・退職等による（軽減要素）

#### ⑫他の違反も合わせて行った場合（併科の場合は加重要素）